



宮 崎 県 公 報

平成23年6月9日(木曜日) 第 2292 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	
○字の区域の変更…………… (市町村課) 1		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 7
○保安林の指定予定の通知 (10件) …… (自然環境課) 1		○都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 8
○道路の区域の変更 (3件) …… (道路保全課) 3		○入札公告…………… 9
○道路の供用の開始 (3件) …… (") 4		病院局公告
○港湾施設の概要の公示…………… (港湾課) 5		○落札者等の公告……………10
○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件 の指定…………… (") 5		公安委員会公告
○プレジャーボートを係留させるために専用使用 する施設の指定…………… (") 5		○警備員等の検定の実施について……………10
公 告		選挙管理委員会告示
○肥料の登録の有効期間の更新…………… (営農支援課) 6		○不在者投票のできる施設の指定変更……………10
○土地改良区の設立の認可…………… (農村整備課) 6		○平成22年7月11日執行の参議院宮崎県選出議員 選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告 書の要旨……………11
○土地改良区の役員の就任の届出…………… (") 6		○平成22年7月25日執行の宮崎県議会串間市選出 議員補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する 収支報告書の要旨……………17
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (") 6		正 誤
○土地改良区の定款変更の認可 (5件) …… (") 7		○平成23年3月31日付け県公報 (号外第37号) 中……………20

告 示

宮崎県告示第 450号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 260条第 1 項の規定により、高原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 高原町大字広原字今房に編入する区域

	字	地 番
小林市 細野	千谷原	5439の一部
	今 坊	5567、5568の一部
及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の一部		

上記地番は、平成22年7月27日現在の登記記録による。

宮崎県告示第 451号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字鏡洲字伯田4126から4130まで、4136-1、4149-1、4163、4164-1、4165から4168まで、4170、4171、4173、4174、4176から4178まで、4183、4188から4191まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 452号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町前田字坪山口1282-20（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 453号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字田口原1576、1586-22
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 454号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字小河内 922-1、925
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字小河内 922-1・925（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 455号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字中島 3537-1・3538-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3537-2、3538-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 456号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字詰の原3715、3716-2、大字七折字白石7502-11、7502-12
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字詰の原3715・3716-2・字白石7502-11・7502-12（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 457号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字飯干1024-5、1024-34
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字飯干1024-5・1024-34(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 458号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字河内1498-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字河内1498-1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 459号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字河内1509-3、1509-10
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字河内1509-3・1509-10(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 460号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字縦木尾 660-42、660-44
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 461号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 9 日から平成23年 6 月 23 日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡新富 町大字新田 字吐合 171 10番 4 地先 から同郡同 町同大字字 前原 17060 番 1 地先ま で	旧	9.8 ~ 21.8	181.0
				新	11.5 ~ 25.0	181.0

宮崎県告示第 462号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 9 日から平成23年 6 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	宮崎市大字 大瀬町字大 平田2328番 1 地先から 同市同大字 字境田1648 番 1 地先ま で	旧	8.7 ~ 12.8	415.9
				新	8.7 ~ 15.4	415.9

宮崎県告示第 463号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 9 日から平成23年 6 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字尾八 重1900番 1 地先から同 郡同村同大 字同字1900	旧	12.0 ~ 27.3	39.5
				新	14.0 ~ 27.3	39.5

			番 1 地先ま で			
--	--	--	--------------	--	--	--

宮崎県告示第 464号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 9 日から平成23年 6 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡新富 町大字新田 字吐合 171 10番 4 地先 から同郡同 町同大字字 前原 17060 番 1 地先ま で	平成23年 6 月 9 日

宮崎県告示第 465号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 9 日から平成23年 6 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	宮崎市大字 大瀬町字大 平田2328番 1 地先から 同市同大字 字境田1648 番 1 地先ま で	平成23年 6 月 9 日

宮崎県告示第 466号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 9 日から平成23年 6 月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字尾八 重1900番1 地先から同 郡同村同大 字同字1900 番1地先ま で	平成23年6月9日

宮崎県告示第 467号

港湾法（昭和25年法律 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図対象番号)	数 量	能 力
内海港	係留 施設	プレジ ャーボ ート係 留用施 設	宮崎市大字内海3469 番10地先 (C-6-1)	延長 61.4メ ートル	水深 2メー トル
			同上 (C-6-2)	延長 48.6メ ートル	水深 2メー トル
			同上 (C-6-3)	延長 53.5メ ートル	水深 2メー トル
			宮崎市大字内海3354 番1地先 (C-6-7)	延長 60.0メ ートル	水深 1メー トル
			同上 (C-6-8)	延長 72.13 メート ル	水深 1メー トル
			同上 (C-6-9)	延長 46.0メ ートル	水深 1メー トル
			同上 (C-6-10)	延長 48.5メ	水深 1メー

				ートル	トル
--	--	--	--	-----	----

宮崎県告示第 468号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の3第1項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成23年7月1日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
内海港 (宮崎市)	内海港港湾区域、宮崎 市大字内海字前坂及び 同字鉢屋平の県有地の 一部	船舶

宮崎県告示第 469号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）別表第1及び港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第1の2の規定により、港湾施設のプレジャーボートを係留させるために専用使用する施設を次のとおり指定し、平成23年7月1日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名 (所在市町村)	港湾施設	位 置	施設区分
内海港 (宮崎市)	係留施設 (-) 3.0 M物揚場 (-) 4.5 M岸壁	宮崎市大字内海地 先 (内海小学校前)	プレジャー ボート係留 用施設E
	係留施設 (-) 2.0 M物揚場 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎市大字内海34 69番10地先 (港内避難港)	プレジャー ボート係留 用施設D
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎市大字内海33 54番1地先 (上流部分避難港)	プレジャー ボート係留 用施設C

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第 978号	副産物動物質肥料	ガイアスパワー	T N 6.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	日本バイオ肥料株式会社	静岡県磐田市前野2226番地	自 平成17年5月19日 至 平成26年5月18日
宮崎県第 932号	魚廃物加工肥料	マリンパワフル	T N 5.0 T P 4.0 T K 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	串間市漁業協同組合	宮崎県串間市大字西方 15071番地 128	自 平成 5 年 6 月10日 至 平成26年 6 月 9 日
宮崎県第 980号	乾血及びその粉末	乾血粉末	T N 12.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成17年6月21日 至 平成29年6月20日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、T K : 加里全量

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第10条第 1 項の規定により、吉野堤内土地改良区（宮崎市）の設立を認可した。
平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	木佐貫 辰 生	三股町五本松 1 番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、佐土原町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	三 浦 修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地の 1

理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	長 友 克 行	宮崎市佐土原町下那珂2658番地 1
理 事	三 浦 浩 幸	宮崎市佐土原町下那珂1134番地の 5
理 事	福 田 誠	宮崎市佐土原町下那珂2953番地50
理 事	市 原 和 夫	宮崎市佐土原町下那珂2694番地70
理 事	北 村 登 司	宮崎市佐土原町下那珂3019番地25
理 事	横 山 重 實	宮崎市佐土原町下那珂 11627番地 4
理 事	押 川 秀 一	宮崎市佐土原町西上那珂1893番地
理 事	岩 切 克 己	宮崎市佐土原町東上那珂 11914番地
監 事	三 浦 完	宮崎市佐土原町下那珂9128番地
監 事	細 川 俊 二	宮崎市佐土原町下那珂71番地
監 事	鈴 木 孝 明	宮崎市佐土原町下那珂2694番地トの10

(任期：平成27年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事長	根井勝美	宮崎市佐土原町下那珂1929番地の1
理事	三浦修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地の1
理事	宮田照夫	宮崎市佐土原町東上那珂13782番地1
理事	赤池克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理事	三浦完	宮崎市佐土原町下那珂9128番地
理事	長友克行	宮崎市佐土原町下那珂2658番地1
理事	三浦浩幸	宮崎市佐土原町下那珂1134番地の5
理事	牧野俊明	宮崎市佐土原町下那珂2966番地の1
理事	梅崎義幸	宮崎市佐土原町下那珂2954番地21
理事	大松徳雄	宮崎市佐土原町下那珂10799番地2
監事	内田寅男	宮崎市佐土原町下那珂2952番地47
監事	伊東健一	宮崎市佐土原町下那珂2961番地の5
監事	外山由行	宮崎市佐土原町西上那珂4719番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高岡町土地改良区(宮崎市)から平成23年3月31日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大島堰土地改良区(串間市)から平成23年4月4日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新木土地改良区(宮崎市)から平成23年4月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大淀川左岸土地改良区(宮崎市)から平成23年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、堤土地改良区(小林市)から平成23年5月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-19)第4963号	(有)大王工業	堀口 三千年	宮崎県串間市大字西方3364	一般	造園工事業	平成23年4月14日付けで廃業した旨の届	平成23年4月14日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第10235号	エス・ケイ・ジー(株)	佐々木 義文	宮崎県宮崎市大字芳字今出2562-7	一般	機械器具設置工事業	平成23年4月27日〃	平成23年4月27日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第12593号	(株)裕木工	権頭 裕二	宮崎県宮崎市大字塩路400-1	一般	建具工事業	平成23年4月7日〃	平成23年4月7日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12801号	(株)山本組	宮崎 一治	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓643	一般	管工事業	平成23年4月4日〃	平成23年4月4日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1156号	(有)高谷造園土木	高谷 征雄	宮崎県えびの市大字東	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成23年4月8日〃	平成23年4月8日(全廃業)

			長江浦1676 - 151		、造園工事業		
宮崎県知事許可 (般-18)第3282号	長尾建設	長尾 寿	宮崎県宮崎 市下原町 2 13- 5	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成23年 4 月 26日 "	平成23年 4 月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第4680号	江平建設	片地 喜一	宮崎県宮崎 市大字塩路 517- 9	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成23年 4 月 1日 "	平成23年 4 月 1 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第5221号	日匠建設(株)	島本 佳典	宮崎県都城市千町5263	一般	土木工事業	平成23年 4 月 13日 "	平成23年 4 月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第5221号	日匠建設(株)	島本 佳典	宮崎県都城市千町5263	特定	建築工事業、大工工事業	平成23年 4 月 13日 "	平成23年 4 月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第5617号	加治木電設	加治木 繁夫	宮崎県宮崎 市大字糸原 2487	一般	電気工事業	平成23年 4 月 5日 "	平成23年 4 月 5 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第6056号	(有)兒玉建設	村田 憲一	宮崎県都城市蓑原町80 24- 3	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成23年 4 月 4日 "	平成23年 4 月 4 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第5780号	豊田建設	豊田 収吉	宮崎県延岡 市北一ヶ岡 1- 9- 10	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成23年 4 月 27日 "	平成23年 4 月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第6358号	田原工業(株)	本田 信明	宮崎県東臼 杵郡美郷町 西郷区田代 6365- 1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成23年 4 月 25日 "	平成23年 4 月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第7249号	安藤建設	安藤 利雄	宮崎県小林 市大字堤25 37- 1	一般	建築工事業	平成23年 4 月 6日 "	平成23年 4 月 6 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第 10348号	南国ハマプラス(株)	松田 照信	宮崎県宮崎 市佐土原町 下田島 101 35	一般	鋼構造物工事業	平成23年 4 月 7日 "	平成23年 4 月 7 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第 11125号	押川設備工業	押川 哲朗	宮崎県西都 市大字三宅 4676	一般	管工事業	平成23年 4 月 22日 "	平成23年 4 月22日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第 11685号	工藤万木園	工藤 卓二	宮崎県延岡 市大貫町 6 -1921- 1	一般	土木工事業、造園工事業	平成23年 4 月 18日 "	平成23年 4 月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 12080号	(有)川工運輸	井尻 節子	宮崎県児湯 郡川南町大 字川南3015 - 1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成23年 4 月 11日 "	平成23年 4 月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-20)第 12480号	大王産業(株)	高木 賢一	宮崎県日向 市亀崎西 2 -65- 1	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成23年 4 月 18日 "	平成23年 4 月18日 (全廃業)

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年 6 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
 田野都市計画道路 3・5・1号 北桜寺町線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
 宮崎市田野町字白砂坂上の一部
 - (2) 削除する部分
 宮崎市田野町字白砂坂上の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
 宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎市都市整備部都市計画課及び宮崎市地域振興部田野総合支所建設課
 - (2) 期間
 平成23年6月9日から平成23年6月23日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年6月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 ヘリコプターテレビ伝送システム一式
 - (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 契約期間 平成24年3月1日から平成29年2月28日まで
 - (4) 納入場所 宮崎県警察航空隊
 - (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第6号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 ア 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有するものであること。
 イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設

置、設定できると認められる者であること。

- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。
 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号880-8509
 電話番号0985(31)0110
- イ 提出期限 平成23年7月14日(木)午後5時
- ウ 提出方法 アの場所に持参又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること)。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成23年6月9日から平成23年7月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成23年6月9日から平成23年7月14日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札及び開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
 - (2) 日時 平成23年7月20日(水)午後2時
- 7 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項
 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局
 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 12 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Aircraft System for Digital Helicopter Television, 1set
- (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 20 Jul, 2011
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

病院局公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年6月9日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
宮崎県立病院電子カルテシステム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
60,453,540円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第10号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成23年6月9日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

- 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実 施 日 時
施設警備	2級	平成23年9月10日(土)午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

- 2 実施場所
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部
- 3 定員
15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している

警備員

5 検定申請手続

- (1) 受付期間、時間

平成23年8月1日(月)から8月12日(金)まで(土、日曜を除く。)
の午前9時から午後5時まで

- (2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

- (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

- (2) 受検に際しては、筆記用具、雨合羽等必要品を持参すること。

- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとお

り変更した。

平成23年6月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

名 称	変更 事由	新旧 の別	変 更 内 容
社団法人八日会 藤元中央病院	施設 の 名 称	新	社団法人八日会藤元中央病院
		旧	社団法人八日会宮崎循環器病院
障害者支援施設 宮崎リハビリテ ーションセンタ ー	施設 の 名 称	新	障害者支援施設宮崎リハビリテ ーションセンター
		旧	身体障害者更正施設宮崎リハビ リテーションセンター

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

平成22年7月11日執行の参議院宮崎県選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年6月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 22 年 7 月 11 日執行参議院宮崎県選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

35,883,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	馬場 洋光	所属党派	日本共産党	期 間	5月23日から 7月11日まで
出納責任者氏名	志田 貴士雄				

収 入	支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	人件費	0
(職 業) (寄附額)	家屋費	230,000
円	選挙事務所費	230,000
日本共産党宮崎県委員会 政党支部	集合会場費	0
1,400,000	通信費	0
	交通費	0
	印刷費	719,250
	広告費	224,983
	文具費	0
	食糧費	37,110
	休泊費	87,540
	雑費	1,756
今 回 計	今 回 計	1,300,639
前 回 計	前 回 計	0
総 計	総 計	1,300,639

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 22 年 7 月 26 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 22 年 7 月 11 日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

35,883,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松下新平	所属党派	自由民主党	期 間	3月31日から 7月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	田中宗樹					

収 入			支 出			円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費			984,910
		円	家 屋 費			505,337
自由民主党	政 党	5,000,000	選挙事務所費			505,337
自由民主党宮崎県参議院選挙区第一支部			集 合 会 場 費			0
	政党支部	102,000	通 信 費			23,000
藤森 勇	自営業	30,000	交 通 費			124,621
嘉多 由希子	無 職	75,000	印 刷 費			0
河崎 有香	無 職	80,000	広 告 費			293,758
			文 具 費			29,985
			食 糧 費			272,054
その他の寄附	1 件	15,000	休 泊 費			114,320
その他の収入			雑 費			367,227
今 回 計		5,302,000	今 回 計			2,715,212
前 回 計		0	前 回 計			0
総 計		5,302,000	総 計			2,715,212

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日 平成 22 年 7 月 26 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 22 年 7 月 11 日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

35,883,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松下新平	所属党派	自由民主党	期 間 6月25日から 10月25日まで 第2回分
出納責任者氏名	田中宗樹			

収 入	支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	人件費	0
(職 業) (寄附額)	家屋費	748,750
円	選挙事務所費	703,500
	集合会場費	45,250
	通信費	34,106
	交通費	752,382
	印刷費	1,947,250
	広告費	1,628,055
	文具費	0
	食糧費	12,920
その他の寄附	休泊費	299,085
その他の収入	雑費	217,214
	752,024	
今 回 計	今 回 計	5,639,762
前 回 計	前 回 計	2,715,212
総 計	総 計	8,354,974
	6,054,024	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	280,000円
	ビラの作成	689,000円
	ポスターの作成	978,250円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	156,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	190,000円
	計	2,493,250円

報告書受理年月日	平成22年11月 1日 第2回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院宮崎県選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

35,883,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	渡 辺 創	所属党派	民主党	期 間	6月12日から 7月20日まで
出納責任者氏名	石 井 健 次				

収 入			支 出		
(氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)			円
民主党	政 党	5,000,000	人 件 費		2,418,450
民主党宮崎県参議院選挙区第2総支部			家 屋 費		425,296
	政党支部	829,068	選挙事務所費		425,296
			集合会場費		0
			通 信 費		125,200
			交 通 費		220,840
			印 刷 費		2,378,104
			広 告 費		1,155,447
			文 具 費		159,611
			食 糧 費		448,662
			休 泊 費		77,945
			雑 費		409,787
今 回 計		5,829,068	今 回 計		7,819,342
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		5,829,068	総 計		7,819,342

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	295,200円
	ビラの作成	754,000円
	ポスターの作成	1,328,784円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,600円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	191,625円
	計	2,931,401円

報告書受理年月日 平成22年 7月26日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 22 年 7 月 11 日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
35,883,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	渡辺 創	所属党派	民主党	期 間	7月21日から 8月31日まで
出納責任者氏名	石井 健次				

収 入	支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	人件費	0
(職 業) (寄附額)	家屋費	394,300
円	選挙事務所費	394,300
民主党宮崎県参議院選挙区第2総支部	集合会場費	0
政党支部 500,000	通信費	1,095,499
	交通費	0
	印刷費	0
	広告費	0
	文具費	0
	食糧費	0
	休泊費	0
その他の収入	雑費	0
		48,672
今 回 計	今 回 計	1,489,799
前 回 計	前 回 計	7,819,342
総 計	総 計	9,309,141

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	295,200円
	ビラの作成	754,000円
	ポスターの作成	1,328,784円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,600円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	191,625円
	計	2,931,401円

報告書受理年月日	平成22年 9月16日 第2回報告分
----------	--------------------

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

平成22年7月25日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年6月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 22 年 7 月 25 日執行宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

5, 408, 300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩 下 斌 彦	所属党派	無 所 属	期 間	7 月 2 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	武 田 勝 義				8 月 3 日まで	

収 入			支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	310,000
			家 屋 費	36,750
			選挙事務所費	36,750
			集合会場費	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	528,000
			広 告 費	283,500
			文 具 費	10,080
			食 糧 費	106,139
その他の寄附	件		休 泊 費	30,600
その他の収入		3,000,000	雑 費	87,930
今 回 計		3,000,000	今 回 計	1,392,999
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		3,000,000	総 計	1,392,999

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	528,000円
	計	528,000円

報告書受理年月日	平成 23 年 8 月 6 日 第 1 回報告分
----------	--------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 22 年 7 月 25 日執行宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 5, 408, 300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	福留成人	所属党派	無所属	期 間 6月11日から 第1回分 8月31日まで
出納責任者氏名	福留玉枝			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		405,000
			家 屋 費		0
			選挙事務所費		0
			集合会場費		0
			通 信 費		0
			交 通 費		4,521
			印 刷 費		609,187
			広 告 費		235,200
			文 具 費		7,186
			食 糧 費		154,526
その他の寄附	件		休 泊 費		61,430
その他の収入		1,000,000	雑 費		22,602
今 回 計		1,000,000	今 回 計		1,499,652
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		1,000,000	総 計		1,499,652

支出のうち公費負担相当額	項 目		金 額
	ポスターの作成		528,000円
	計		528,000円

報告書受理年月日	平成 22 年 8 月 31 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

正 誤

平成23年3月31日付け県公報（号外第37号）中

ページ	行	誤	正
5	36	規定	規程